

令和8年2月1日執行 有田川町長選挙

選挙運動費用収支報告書

（記載例2）

有田川町選挙管理委員会

－ 目 次 －

書 類 名	ページ	提 出 日
1. ～ 3.	1	提出期限 / 令和8年2月16日 (選挙期日から15日以内)
4. 収入・支出の総括表 (1) 収入 (2) 支出	2	
4. 収入・支出の総括表 (3) 支出の科目別小計	3	
5. 収入の内訳	4	
6. 支出の内訳 費目 (1) 人件費	5	
〃 費目 (2 (1)) 家屋費 (選挙事務所費)	6	
〃 費目 (2 (2)) 家屋費 (集合会場費等)	7	
〃 費目 (3) 通信費	8	
〃 費目 (4) 交通費	9	
〃 費目 (5) 印刷費	10	
〃 費目 (6) 広告費	11	
〃 費目 (7) 文具費	12	
〃 費目 (8) 食糧費	13	
〃 費目 (9) 休泊費	14	
〃 費目 (10) 雑 費	15	
領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	16	
報酬及び実費弁償一覧	17	
選挙運動費用・収支報告Q & A	18	
選挙運動費用・収支報告Q & A	19	

選挙運動費用収支報告書

1. 令和8年2月1日執行 有田川町長選挙

記載内容について説明できる方の
連絡先を書いてください。

2.

公職の候補者	氏 名	有田川 太郎
	住 所	和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地 4
	連 絡 先	和歌山県有田郡有田川町大字金屋3番地 海 南 三 郎 52-〇〇〇〇

3.

令和 〇 年 〇 月 〇 日から
 (第 〇 回分)
 令和 〇 年 〇 月 〇 日まで

立候補準備のための収入・支出がある
ため、始期は告示日前の日付でもよい。

※添付書類……領収書または支出を証すべき書面

4. 収入・支出の総括表

(1) 収 入

今 回 計	寄 附	222, 500	前 回 計	寄 附		総 額	寄 附	222, 500
	その他の 収 入	1, 500, 000		その他の 収 入			その他の 収 入	1, 500, 000
	計	1, 722, 500		計			総 計	1, 722, 500

参 考	公費負担相当額 425, 100円（ポスター作成費） 公費負担相当額 37, 550円（ビラ作成費）	← 公費負担相当額を記載してください。
-----	---	---------------------

(2) 支 出

今 回 計	立候補準備の ための支出	848, 000	前 回 計	立候補準備の ための支出		総 額	立候補準備の ための支出	848, 000
	選挙運動のた めの支出	1, 300, 400		選挙運動のた めの支出			選挙運動のた めの支出	1, 300, 400
	計	^(A) 2, 148, 400		計			総 計	2, 148, 400

(3) 支出の科目別小計（今回報告分について記入すること）

1 人件費	180,000 円	6 広告費	252,500 円
2 家屋費	395,000 円	7 文具費	72,000 円
(1) 選挙事務所費	375,000 円	8 食糧費	87,500 円
(2) 集合会場費	20,000 円	9 休泊費	0 円
3 通信費	20,000 円	10 雑費	33,000 円
4 交通費	13,400 円		円
5 印刷費	600,000 円	合計 (B)	2,148,400 円

	項目	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C) × (D) = (E)
支出のうち 公費負担相 当額	ポスター作成費	1,950 円	218 枚	425,100 円
	ビラ作成費	7.51 円	5,000 枚	37,550 円
	計			円

※ (A) = (B)

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 月 日

2月16日(月)までに提出しなければならない。

出納責任者 住 所
氏 名

印

5. 収入の内訳

月 日	金額又は見積額							種 別	寄 付 を し た 者			金銭以外の寄付 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
									住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日			5	0	0	0	0	その他の収入					自己資金
○月○日			1	0	0	0	0	寄 附	A 町大字 B × × 番地	甲 野 太 郎	農 業		
○月○日			9	2	5	0	0	寄 附	A 町大字 D ○ ○ 番地	乙 野 一 郎	電機店	1 日 18,500 円 × 5 日	拡声器借上料無料
○月○日			3	0	0	0	0	寄 附	A 町大字 E □ □ 番地	甲 野 次 郎	会社員	1 日 10,000 円 × 3 日	労務無償提供
○月○日			1	0	0	0	0	その他の収入					自己資金
小 計			1	7	2	2	5	0	0				

「寄附」「その他の収入」の区別を明記すること。

無償労働提供の場合は、時価に見積もった額を収入(寄附)及び支出に計上しなければならない。

○1件1万円以下の収入については、「寄附」又は「その他の収入」の別により各収入日における合計額を1つの欄に記載すること。
○「寄附」については、1件1万円以下のものについても各件ごとに記載して差し支えない。

6. 支出の内訳

費 目 (1) 人 件 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考		
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業				
○月○日					5	0	0	0	0	選挙運動	労務者報酬	A町大字F××番地	有田川 一郎	会社員	10,000円×5日	
○月○日					4	0	0	0	0	選挙運動	事務員報酬	A町大字G××番地	有田川 二郎	農 業	10,000円×4日	
○月○日					6	0	0	0	0	選挙運動	車上運動員報酬	A町大字H××番地	有田川 春子	会社員	15,000円×4日	
○月○日					3	0	0	0	0	選挙運動	労務者報酬	A町大字E□□番地	甲野 次郎	会社員	無償労務従事 10,000円×3日	

無償労働提供の場合は、時価に見積もった額を収入(寄附)及び支出に計上しなければならない。

○「事務員」「車上運動員(いわゆるウグイス嬢)」「手話通訳者」「要役筆記者」の別を記載すること。
○「事務員」「車上運動員(いわゆるウグイス嬢)」「手話通訳者」「要役筆記者」をあわせて町長選挙は1日に9人を超えて報酬を支払ってはならない。また、当委員会に届け出た者以外の者に報酬を支払ってはならない。

6. 支出の内訳

費 目 (2(1)) 家屋費(選挙事務所費)

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日				2	0	0	0	立候補準備	事務所借上料	A町大字○○×番地	吉備株式会社			
○月○日				7	5	0	0	選挙運動	事務所借上料	A町大字○○×番地	金屋株式会社			
○月○日				1	0	0	0	選挙運動	備品借上料	A町大字△△×番地	清水株式会社			
小 計				3	7	5	0							

「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。
告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」

事務所の借上料。この中には、事務所自体のものと机などの備品の借上料および電話の架設費も含まれます。

6. 支出の内訳

費 目 (2(2)) 家屋費 (集合会場費)

[illegible]

6. 支出の内訳

費 目 (3) 通 信 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日				1	0	0	0	立候補準備	電話度数料	A町大字○○×番地	N T T			○日分
○月○日				1	0	0	0	選挙運動	電話度数料	A町大字○○×番地	N T T			○日分
小 計				2	0	0	0							

「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。
告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」

事務連絡のために使用する電報、電話(借上料・電話料)、および事務連絡用の郵便等に要する費用です。

6. 支出の内訳

費 目 (4) 交 通 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日					1	3	4	0	0	選挙運動	運動員 タクシー代	A町大字○○×番地	○○タクシー	
○選挙運動用自動車(1台のみ)に要する借上料、ガソリン代等は選挙運動費には含まれないので、支出には計上しないこと。 ○候補者自身が乗車する場合の車賃は、選挙運動には含まれないので、支出には計上しないこと。 ○選挙運動に従事する(事務員、車上運動員等を含む。)及び労務者に対する交通費の実費弁償などを記載すること。 友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合も、時価に見積費用の中に加算しなければなりません。														
小 計					1	3	4	0	0					

6. 支出の内訳

費 目 (5) 印 刷 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考	
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業			
○月○日				4	2	5	1	0	0	立候補準備	ポスター 印 刷 費	A 町大字○○×番地	○○印刷所 ○○○○		選挙公営
○月○日					3	4	9	0	0	立候補準備	ポスター 印 刷 費	A 町大字○○×番地	○○印刷所 ○○○○		選挙公営超過分
○月○日				1	0	0	0	0	0	選挙運動	通常葉書 印 刷 費	A 町大字○○×番地	××印刷所 ××××		
○月○日					3	7	5	5	0	立候補準備	ビラ印刷費	A 町大字○○×番地	△△印刷所 △△△△		選挙公営
○月○日						2	4	5	0	立候補準備	ビラ印刷費	A 町大字○○×番地	△△印刷所 △△△△		選挙公営超過分

契約締結日を記載すること。

「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。
告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」

公営により町から作成費が支払われた場合も支出を計上すること。
しかし、収入には計上しなくてよい。
その結果、支出総額が収入総額を上回っても差し支えない。

6. 支出の内訳

費 目 (6) 広 告 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日				8	0	0	0	立候補準備	事務所用 看板代	A町大字○○×番地	○○看板店	○○○○		
○月○日				9	2	5	0	選挙運動	拡声器借上料	A町大字D○○番地	乙野 一郎	電機店	1日18,500円×5日	
○月○日				8	0	0	0	選挙運動	新聞広告料	A町大字△△□番地	△△新聞社			
小 計				2	5	2	5	0	0					

「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。
告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」

○新聞広告費、立札、看板、ちょうちん、たすきおよび拡声器等の費用です。
○備品を無償で借りた場合にも相当額を計上する必要があります。
その場合は収入の寄付の欄に同額が計上されているか確認してください。

6. 支出の内訳

費 目 (7) 文 具 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日				5	0	0	0	立候補準備	ボールペン等	A町大字○○×番地	○○文具店	○○○○		
○月○日				2	2	0	0	選挙運動	ワッポン等	A町大字××○番地	××文具店	××××		
小 計				7	2	0	0							

「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。
告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」

紙、筆、墨、その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用など

6. 支出の内訳

費 目 (8) 食 糧 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考	
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業			
○月○日					1	2	5	0	0	選挙運動	菓 子 代	A町大字○○×番地	○○菓子店 ○○○○		1日 500円 ×5日×5人
○月○日					7	5	0	0	0	選挙運動	仕出弁当代	A町大字××○番地	××食堂 ××××		1日3,000円 ×5日×5人

6. 支出の内訳

費 目 (9) 休 泊 費

[illegible]

6. 支出の内訳

費 目 (10) 雑 費

月 日	金額又は見積額							区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
										住所又は主たる 事務所の所在地	氏名または団体名	職 業		
○月○日					8	0	0	立候補準備	電気・水道料	A町大字〇〇×番地	金屋株式会社			400円×20日
○月○日					2	5	0	選挙運動	電気・水道料	A町大字〇〇×番地	清水株式会社			5,000円×5日
小 計					3	3	0							

「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。
告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」

光熱水費などを記載すること。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支 出 の 金 額							区 分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった理由		
○月○日					9	2	5	0	0	選挙運動	拡声器借上料	拡声器無償提供のため
○月○日					3	0	0	0	0	選挙運動	労務者報酬	労務の無償提供のため
「立候補準備」又は「選挙運動」の別を明記すること。 告示日前日(1/26)以前は「立候補準備」、告示日以降は「選挙運動」												

1. 令和8年2月1日執行 有田川町長選挙

2. 公職の候補者 住 所 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地 4

氏 名 有田川 太 郎

3. 出納責任者 住 所 和歌山県有田郡有田川町大字金屋 3 番地

氏 名 海 南 三 郎

備 考 1. 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用および選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。

2. 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

選挙運動従事者、労務者に支給することができる報酬及び実費弁償一覧

区分		報酬	実費弁償			
			宿泊料	弁当料	茶菓料	鉄道賃・船賃・車賃
選挙運動に従事する者	選挙運動員	支給することができない	1 夜につき 23,000円以内 (食事料2食分を含む。)	1食につき 1,500円以内 1日につき 4,500円以内 ※提供できる弁当の数の総量に 限度あり。 ※P. 19 Q&A8参照	1日につき 1,000円以内	ア 鉄道賃＝鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 イ 船賃＝水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 ウ 車賃＝陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について路程に応じた実費額
	選挙運動のために使用する事務員	1日1人につき 15,000円以内 (超過勤務手当は支給することができない)				
	選挙運動のために使用する車上運動員 (いわゆるウグイス嬢等)	1日1人につき 20,000円以内 (超過勤務手当は支給することができない)				
	専ら手話通訳のために使用する者	1日1人につき 20,000円以内 (超過勤務手当は支給することができない)				
	専ら要約筆記のために使用する者	1日1人につき 20,000円以内 (超過勤務手当は支給することができない)				
労務者 (人数制限はない)		1日1人につき 10,000円以内 (超過勤務手当は10,000円の5割以内)	1 夜につき 20,000円以内 (食事料を含まない。)	実費弁償としては支給することができない。 (弁当を提供した場合は、報酬額から弁当代を差し引くこと)	支給することができない。	上に同じ

選挙運動費用・収支報告Q & A

Q 1. 自己の預金を引出し、または他人から借金をして、これを選挙運動費用に充てた場合は収入となるのか。

A 1. 選挙運動費用に関するその他の収入となる

Q 2. 政党が候補者に与える公認料は寄附か。

A 2. 寄附に該当する

Q 3. 報酬を支払わない車上運動員及び事務員等は、すべて「労務の無償提供」として収支報告書に計上するのか。

A 3. 車(船)上運動員、事務員、手話通訳者及び要約筆記者については、報酬を支給できることとされている。(公選法197の2②)しかし、この規定はあくまで「使用する者」に対し「報酬を支給」する場合の規定であり、選挙運動は基本的に無報酬で行うことが原則であり、最初から自主的に無報酬で車上運動員、事務員等として従事したとしても、直ちに「労務の無償提供」とはならない。よって、この場合は収支報告書に計上する必要はないと解される。ただし、報酬を支給すべき者として選挙管理委員会へ届出があり、候補者が報酬を支払う意思があるにも関わらず、従事した者が報酬を辞退した場合などは、当然「労務の無償提供」に当るので、収支報告書において寄附収入及び支出として計上する必要がある。

Q 4. 選挙事務所に使用する家屋を無償で借りた場合、選挙運動費用にどう算入すればよいか。

A 4. 本来、支払うべき借上料を支払わずに済んだという利益があるため、その借上料に相当する額を寄附収入として計上し、支出としても家屋費に計上する。また、領収書等を徴し難い事情があた支出の明細書にも記載する必要がある。ただし、自己が居住する家屋を選挙事務所とする場合は、計上する必要はない。

Q 5. 選挙事務所に電話を架設するために要した費用は、支出として計上すべきか。

A 5. 電話の架設費は家屋費として計上する必要がある。なお、電話料や電話機器のリース料については通信費として計上する。

Q 6. 個人演説会会場の駐車場の台数に限りがあり、来場者用に近くの有料駐車場に駐車してもらい、無料駐車券を渡すこととしたいが、この駐車券の購入費は選挙運動費用として認められるのか。

A 6. 選挙人に対しての利益供与となるおそれがあるため、来場者に対し無料駐車券を渡すこと自体が認められない。

Q 7. 選挙運動員に600円の弁当を支給すると、1食の制限額1,000円とならないため、400円を現金支給することはできるのか。

A 7. できない。実費弁償はあくまで実費として支出がなされたものに対して弁償されるものでなければならない。

選挙運動費用・収支報告Q & A

- Q 8. 候補者が食材を用意し、炊き出しを行いカレー等を選挙事務所で選挙運動員や労務者に提供することは差し支えないか。
- A 8. 提供することはできるが、弁当の数の総量（町長選挙では225食（15人×3食×5日））、1食分の額（1,500円）及び1日分の額（3食4,500円）を超えてはならない。
また、労務者については、1食あたりの実費を報酬から差し引かなければならない。
- Q 9. 選挙事務所で弁当を渡せなかったため、選挙運動員及び労務者と店舗で1人1,000円の食事をし、候補者がまとめて支払うことはできるのか。
- A 9. できない。選挙運動員及び労務者に対して提供できるのは、選挙事務所において提供する弁当に限られる。
設問の場合、選挙運動員は各自で支払い、候補者から食事代の実費弁償を受ける必要があり、選挙運動費用にも食糧費の支出として計上しなければならない。
労務者については、食事代の実費弁償を行うことはできないため、各自で負担することとなる。
- Q 10. 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、すべて選挙運動費用に算入されないと解してよいのか。
- A 10. 借上料、燃料代、修理代、タイヤ代、運転手の報酬・宿泊代などは選挙運動費用に算入されないが、自動車及び船舶に取り付ける文書図画に要する経費については、使用するために要した費用とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければならない。
- Q 11. 収支報告書を作成するにあたり、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に公費負担によるビラ及びポスター作成費を記載するが、支出の年月日」はいつの日付を記載することとなるのか。
- A 11. 「支出の年月日」に記載する日付は、ビラ及びポスター作成に係る契約書の契約日を記載することとなる。
- Q 12. 選挙運動費用について、候補者が支出したもののうち、領収書の宛名が「〇〇後援会事務所」となっているが問題ないか。
- A 12. 選挙運動のために、候補者が支出したものであれば、後援会の政治活動に係る支出と明確に区別するためにも領収書の宛名は候補者宛とすることが望ましい。
- Q 13. 物資等の購入に際し支払った消費税は、選挙運動に関する支出にあたらないと解してよいのか。
- A 13. 選挙運動費用に算入する必要がある。A. 13 選挙運動費用にあたらないものの中に租税はあるが、消費税は事業主が納税義務者であるため、選挙運動費用に算入する必要がある。
- Q 14. 供託金は選挙運動費用に算入されるか。
- A 14. 算入されない。